

報道関係者 各位

令和8年10月2日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松下 真一

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

鹿児島県最低賃金街頭キャンペーンを実施します！

～確認OK？最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに～

鹿児島県最低賃金が1,090円（現行1,026円を64円引き上げ）に改定され、10月25日から適用となることに合わせ、鹿児島労働局（局長 永野 和則）は、鹿児島県、労使団体等の協力を得て、鹿児島中央駅周辺において街頭キャンペーンを実施します。

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を確保することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されており、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金額近傍の労働者が少なくない状況です。

また、今回の改定は、1,026円から1,090円と大幅な引上額となり、中小企業・小規模事業場への支援が強く求められているところです。

このため、「確認OK？最低賃金 働く人も、雇う人も、忘れずに。」をキャッチフレーズに、改定後の鹿児島県最低賃金額（1,090円）を広く県民へ周知、最低賃金制度に対する理解を促し、併せて業務改善助成金等の中小企業・小規模事業場への支援策の周知と利用促進を図るものです。

2 街頭キャンペーンの日時・場所

令和8年10月23日（金） 午前7時30分～午前8時30分（終了予定）

JR鹿児島中央駅東口広場など

3 実施内容

J R鹿児島中央駅東口広場で、主催者挨拶、参加団体の紹介を行った後、最低賃金額（1,090 円）及び業務改善助成金を含めた「賃上げ」支援助成金パッケージを広くアピールするため、東口及び西口構内通路周辺で、各団体の協力を得て、周知用カード等入りポケットティッシュを配布する。

4 参加・協力機関

鹿児島労働局、鹿児島県、鹿児島県経営者協会、鹿児島県商工会連合会、鹿児島県中小企業団体中央会、連合鹿児島、鹿児島働き方改革推進支援センター

5 当日の進行

- ① 鹿児島労働局長より挨拶
- ② 参加団体の紹介
- ③ ポケットティッシュ配布（約 1 時間 無くなり次第終了）
※終了予定時刻は、午前 8 時 30 分を予定しています。

6 その他

取材を希望される場合は、事前に賃金室（099-223-8278）担当者までご連絡ください。